

個人質問

議会事務局 処理欄	令和 2年11月16日 11時05分 受付
	質問 順位 第 7 番

武豊町議会議長 福本 貴久 殿

武豊町議会議員 石川 義治

一般質問の通告について

令和2年第4回武豊町議会定例会において、次のように質問したいから通告します。

質問事項	質問の要旨(具体的にご記入願います)
<p>1. コロナ禍における自殺対策について</p>	<p><b>【趣旨説明】</b></p> <p>本年8月の警察庁の自殺統計(速報値)が9月10日に公表された。統計によると全国で1,849人、愛知県では119人の方が亡くなっています。愛知県の昨年同月と比較すると46人、63.0%の増加とのことです。自殺の背景には、失業、倒産、多重債務、過労、いじめや孤立などの社会的要因があり、また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響などにより自殺のリスクが高まることもあり得る状況と考えられます。</p> <p>愛知県では、9月14日に知事より緊急メッセージが出され、自殺対策に努められています。11月には「あいちこころのサポートLINE相談」を開設し、新型コロナウイルスの感染拡大で懸念される、心身の不調などについて、夜間や深夜に相談を受け付け、県民の不安やストレス解消を目指しています。</p> <p>武豊町の自殺者数は、平成23年以前には10人を超える時期も多くなりましたが、平成24年以降は減少傾向となっています。しかし、前述の自殺統計での愛知県の自殺者数の大幅な増加は大変心配にされる数値です。新型コロナウイルス感染症での、不安やストレスは多くの住民が感じられていることは言うまでもありません。</p> <p>武豊町では、自殺対策基本法に基づき、昨年3月に「武豊町自殺対策計画」を策定し、自殺対策を包括的に推進するための具体的な取り組みを定め、必要な支援を受けられるまちづくりの実現に向け取り組んでいます。計画では、本町での過去の自殺者の年齢や自殺の動機に鑑み、重点政策として「高齢者への対策」、「生活困窮者への対策」としています。計画に沿った対応は当然ですが、コロナ禍での住民の心の状況をしっかり把握し、あらゆる方法で自殺者を出さないことが重要であると考えます。</p> <p><b>【質問事項】</b></p> <p>①自殺者の愛知県の増加の動向について、武豊町として、どのような見解をもっているのか。</p> <p>②武豊町自殺対策計画の進捗は、どのようになっているのか。</p> <p>③本町の自殺対策の取り組みに対し、住民へはどのように周知を進めているのか。</p> <p>④コロナ禍を踏まえ、より一層の自殺対策が必要であると考えますが、特にどのようなことに重点をおいて進めていくのか。</p>

個人質問

議会事務局 処理欄	令和 2年11月16日11時05分 受付
	質問 順位 第 7 番

武豊町議会議長 福本 貴久 殿

武豊町議会議員 石川 義治

一般質問の通告について

令和2年第4回武豊町議会定例会において、次のように質問したいから通告します。

質問事項	質問の要旨(具体的にご記入願います)
2. コロナ禍における高齢者の健康と介護予防について	<p><b>【趣旨説明】</b>                      令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が広まることで、多くの住民が、様々な形で自粛を求められてきた。武豊町が主催のイベントを始め様々な事業が全面的に中止となり、住民が外出する機会も極端に減少したように感じる。住民が個々で散歩等をされている姿は多く見受けられるが、人と人が触れ合う機会は、大幅に減ってきている。特に高齢者は、新型コロナウイルス感染症に対して重症化のリスクも高く、外出の機会を控える方が多く見受けられる。現在、憩いのサロン等の介護予防事業も休止されている。                      多くの要因が重なる中で、高齢者の心と体の健康や介護予防への対応が心配される。三密を回避する中で、新しい生活様式を踏まえた提案も必要になってきていると考える。</p> <p><b>【質問事項】</b>                      ①住民からの健康や介護予防などの要望等は、コロナ禍になってからは、どのようなものがあつたのか。                      ②コロナ禍において、武豊町では、高齢者の健康や介護予防について、現状どのように対応されているのか。                      ③収束が見えない新型コロナウイルス感染症に対し、高齢者の健康と介護予防を、今後、どのように進めていく考えであるのか。</p>
3. 新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷について	<p><b>【趣旨説明】</b>                      全国で新型コロナウイルス感染症の勢いが一層ましてくてきています。感染者、その家族、医療従事者及び感染者確認事業所等に対して、誤解や偏見による誹謗中傷や差別的な対応等、根拠のない情報や噂が流されたり、SNS等で拡散されるということがある。不確かな情報に惑わされて、人権侵害につながるものがないよう、国や自治体が提供している正しい情報に基づき、冷静な行動をし、不確かな情報や噂に惑わされるのではなく、一人ひとりが思いやりと責任のある行動を心掛けることが重要であると考える。                      不当な差別やいじめ等の様々な人権問題についての相談は、法務省の人権擁護機関で受け付けている。昨今では、心無い誹謗中傷に対して、専用の相談窓口を設置する自治体もあります。また、差別禁止を盛り込んだ条例を制定する自治体も増えてきました。                      新型コロナウイルス感染症に関連して、不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷等があつてはなりません。武豊町としても積極的に事態を把握し、誹謗中傷が起こらない環境づくりを進めるとともに、万が一誹謗中傷があつた場合、住民にしっかり寄り添った対応が大切であると考える。</p> <p><b>【質問事項】</b>                      ①武豊町では、新型コロナウイルス感染症に関しての誹謗中傷に対して、これまでにどのように対応してきたのか。                      ②住民が誹謗中傷にあつた場合、どのような対応をしていくことが望ましいと考えるか。                      ③今後、誹謗中傷やいじめに対して、コロナ禍を踏まえ、新たな対応をされていく考えはあるのか。</p>

